

国立大学法人群馬大学寄附講座及び寄附研究部門規則

平成16. 4. 1 制定
改正 平成19. 4. 1 平成20. 4. 17
平成20.12. 1 平成21. 6. 24
平成23. 4. 1 平成25. 4. 1
平成26. 4. 1 平成28. 4. 1
平成29. 5. 1 平成29.12. 1
平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1
令和 6.11. 1

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置（寄附講座等の内容等に大きな変更を加えた場合を含む。以下同じ。）については、他に法令等で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目 的)

第2条 寄附講座等の設置及び運営は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の自主性及び主体性の下に本学における教育研究の発展に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座等 講座又は研究部門において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附に基づいて、本学の教育研究の豊富化、活発化を図ることを目的として付加的に設置されるものをいう。
- (2) 学部等 群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター並びに学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。
- (3) 学部長等 前号に規定する学部等の長をいう。

(名 称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申込み)

第5条 寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みをしようとする者は、寄附書（別紙様式第1号）を当該学部長等に提出するものとする。

（設置の申請）

第6条 学部長等は、前条の申込みがあったときは、寄附講座等の設置を学長に申請することができる。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

（1）寄附書（別紙様式第1号）

（2）寄附講座等の概要（別紙様式第2号）

（3）担当教員予定者の履歴書（別紙様式第3号）及び就任承諾書（別紙様式第4号）

（役員会での審議）

第7条 学長は、前条の申請があった場合は、寄附講座等の設置について役員会に諮るものとする。

（承認の通知）

第8条 学長は、前条に規定する審議の結果に基づき、寄附講座等の設置の承認について当該学部長等に通知するものとする。

（存続期間等）

第9条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上10年以下とする。ただし、特に必要がある場合には、これを更新することができる。

2 更新の手続きは、設置の手続きに準じて行うものとする。

（成果の公表）

第10条 学部長等は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該寄附講座等における教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

（寄附講座等教員）

第11条 寄附講座等には少なくとも教授又は准教授相当の者1人及び助教相当以上の者1人の教員を置くものとする。ただし、第7項の規定により本学の教授又は准教授が寄附講座等の教員を兼任する場合にあっては、少なくとも助教相当以上の者1人の教員を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附講座等の目的である教育研究の実施上特に支障がないと認めた場合には、教授又は准教授に相当する者1人を単位として構成することができる。

3 寄附講座等を担当する教員の名称は、寄附講座にあっては寄附講座教員、寄附研究部門にあっては寄附研究部門教員という。

4 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座等教員」という。）の身分は、非常勤職員とする。ただし、学部長等の申し出により学長が特に認めた者については、常勤職員とすることができる。

5 寄附講座等教員の選考は、本学の教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

6 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

7 寄附講座教員等は、本学の教員が兼任することができる。この場合において、当該教員については、第3項から第5項までの規定は適用しない。

(客員教員及び特任教員)

第12条 寄附講座等教員に対しては、国立大学法人群馬大学客員教員選考規則又は国立大学法人群馬大学特任教員選考規則に定めるところにより、客員教員又は特任教員を称せしめることができる。

(廃止等)

第13条 学部等の長は、寄附講座等の設置後、第11条に規定する要件を満たさなくなった場合、又は寄附者から廃止の申し出があった場合は、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の規定により報告を受けた寄附講座等について、当該寄附講座等を廃止することができる。

3 寄附講座等を廃止する場合の手続は、第6条から第8条までに規定する設置の手続に準じて行うものとする。

(経費の受入れ)

第14条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費は、国立大学法人群馬大学寄附金事務取扱規程に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

(経理等)

第15条 寄附講座等に係る教員給与、研究費、旅費等のすべての経費は、前条第2項により受け入れた金額により経理し、支弁するものとする。

(特許権等の取扱い)

第16条 寄附講座等教員が行った発明に係る知的財産権等の取扱いについては、国立大学法人群馬大学職務発明等規則の規定を準用する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年11月1日から施行する。

寄附講座等の概要

- 1 学部等名
- 2 寄附講座等の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附講座等の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
（寄附研究部門にあつては、研究目的及び研究課題）
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性。

別紙様式第3号

履 歴 書				
氏 名		男・女	本籍地	
生年月日（年齢）	年 月 日生（ 歳）		現住所	
学 歴				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
賞 罰				
年 月				
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 .				

- 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。なお、過去における教員組織審査において教員の資格があると認められた者は、同欄に当該教員組織審査に係る大学名、審査の年月、職名及び担当授業科目名を記入すること。
- 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

就 任 承 諾 書

(元号) 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

氏名 印

私は、群馬大学（学部等名・寄附講座等の名称）設置の上は、当該寄附講座（寄附研究部門）担当の教員として、（元号） 年 月 日から就任することを承諾します